

小規模保育事業整備の手引き

—整備希望の皆様へ—

—令和8年1月版—

横浜市こども青少年局

こども施設整備課

この資料は、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みのもと、小規模保育事業の整備にあたって基本的な事項について要約したものです。小規模保育事業の整備をお考えの事業者の方は、ご参考にしてください。

なお、記載内容は、作成日現在のものです。法令や予算の関係で、補助制度などは変更になる場合があります。また、横浜市から整備費等の補助を受けて小規模保育事業を整備する場合は、本手引きに記載した内容以外にも、補助金交付の要件として、別途条件を付すことがあります。詳細は、公募の際に提示する募集要項にて御確認ください。

目 次

第1章 小規模保育事業の概要

- 1 小規模保育事業とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 小規模保育事業の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 小規模保育事業の設置

- 1 小規模保育事業の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 事業主体・・・3
- 3 整備の方法・・・3
- 4 定員・・・3
- 5 整備経費・・・4
- 6 事業所の設備等・・・5
- 7 整備にあたっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 8 連携施設について・・・14
- 9 Q & A・・・16

第3章 小規模保育事業の運営

- 1 小規模保育事業への入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2 保育内容・・・18
- 3 施設長・・・19
- 4 職員配置・・・20
- 5 保育時間・・・21

6	特別保育等	22
7	運営費の助成	23
8	小規模保育事業の給食	24

第4章 参考資料

1	小規模保育事業の基準	25
2	設計・施工の際の留意事項	26
3	関係法令	30
4	問合先一覧	31

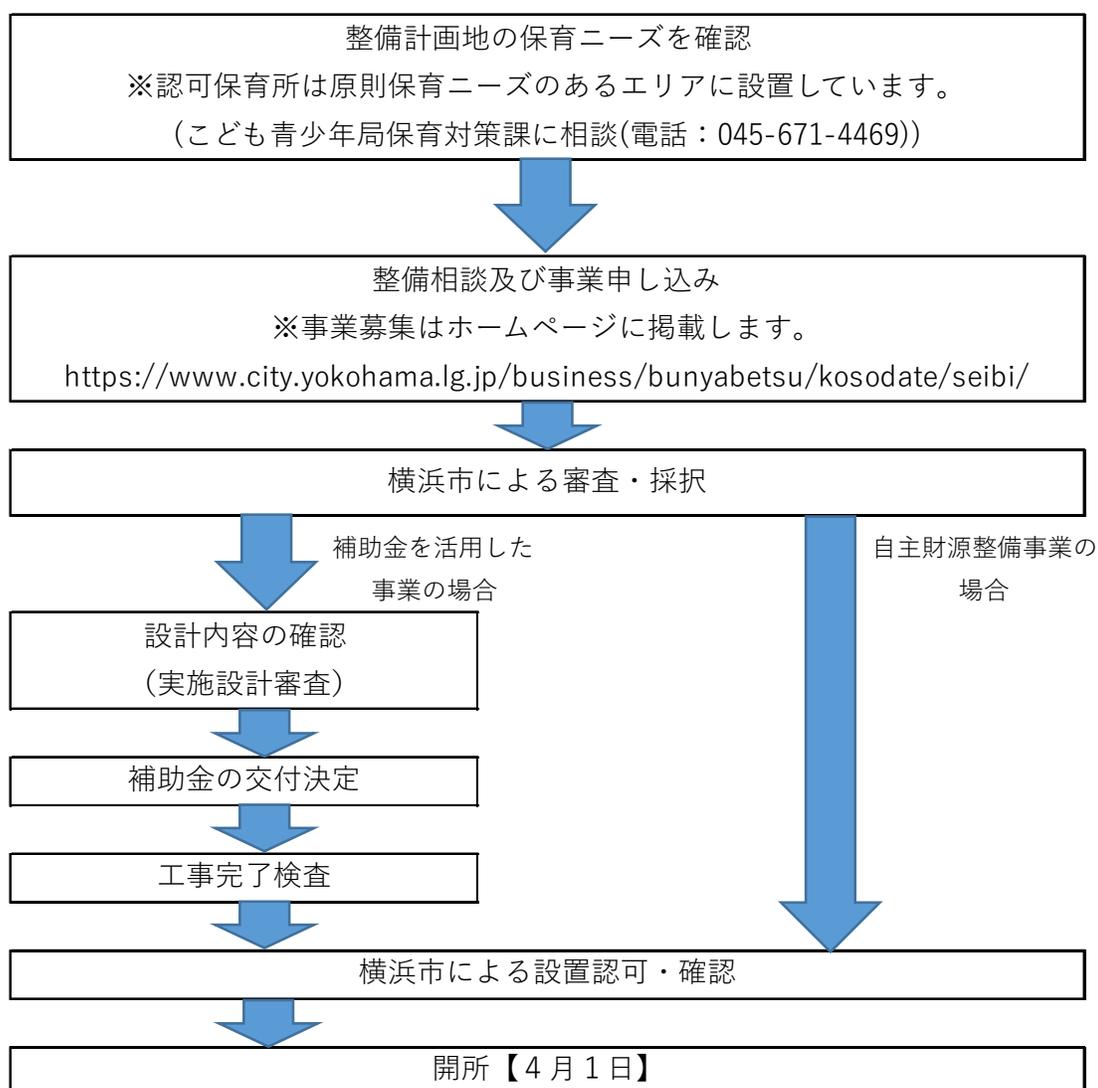
第1章 小規模保育事業の概要

1 小規模保育事業とは

平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援新制度で新設された小規模保育事業は、原則0歳から2歳児を対象とした、定員6人から19人の比較的小さな事業です。

横浜市において小規模保育事業を設置する場合、横浜市長の認可・確認が必要です（児童福祉法第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法第43条第1項）。

なお、認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業実施園）、認定こども園等と、「保育内容の支援」「代替保育」「卒園後の受け皿の設定」の連携を実施する必要があります。



※詳細なスケジュールは各事業の募集要項にてご確認ください。

2 小規模保育事業の種類

小規模保育事業には、A型（分園型）・B型（中間型）・C型（グループ型）の3つの種類があり、それぞれ求める基準が異なります。

A型（分園型）は、保育従事者全員に保育士資格を求めるもので、認可保育所の分園に近い種類となっています。

B型（中間型）は、保育従事者の必要数の3分の2以上に保育士資格を求めており、無資格者については、神奈川県主催の「子育て支援者研修」等を受講することが必須となっています。

C型（グループ型）は、現在本市で実施している横浜市家庭的保育事業と同様の配置基準で家庭的保育者を配置することとなっています。

第2章 小規模保育事業の設置

1 小規模保育事業の設置について

就学前児童数の推移や待機児童数、保育所等の整備状況や他の整備計画の有無、補助金による整備か否かなどを考慮し、保育需要、事業計画、組織体制、運営状況などを総合的に審査して判断します。

2 事業主体

新たに小規模保育事業を設置する場合の事業主体は、社会福祉法人のほか学校法人、株式会社、NPO等の法人格を有する者で財務状況が健全な者となります。個人でも設置可能なC型については、現在新規整備の募集は行っておりません。

3 整備の方法

新たに小規模保育事業を整備するには、次のような整備手法があります。事業者の募集については、横浜市のホームページで案内しますので、ご確認ください。いずれの場合においても、開園日は各年度4月1日としてください。

(1) 自主財源による整備

横浜市からの整備費補助を受けずに、事業者が自己資金で小規模保育事業を整備するものです。外部委員への意見聴取を経て、事業者を決定します。

(2) 改修費の補助を受けて内装を改修することによる整備

事業者が確保した建物において、横浜市からの内装整備費補助を受けて小規模保育事業を整備するもので、全ての法人を対象としています。ただし、申請にあたっては保育所等の運営実績が必要です。（詳しくは、事業募集時における募集要項にてご確認ください。）

地域の保育ニーズや予算等の状況を踏まえ、外部委員による審査を経て、事業者を決定します。

4 定員

(1) 定員とは

定員には、「認可定員」と「利用定員」と各施設2種類設定しており、原則として同数での設定となります。

【認可定員】

- 児童福祉法に基づき設定するもので、基本的には保育室や職員数を勘案して決定される、施設の受け入れ上限定員として設定する定員です。
- 設定後の変更は適正な手続きが必要となり、変更する場合は戻さないことを前提とします。

【利用定員】

- 子ども・子育て支援法に基づき設定するもので、利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で設定する定員です。
- 給付費（委託費）の単価水準は、利用定員を基に定めています。
- 利用定員の範囲内での受け入れを原則とし、利用定員から超過して受け入れる場合は、定員外の受け入れに当たります。

(2) 定員設定

【原則】 認可定員＝利用定員

【例外】 認可定員＞利用定員

※ 開所当初、2歳児の枠を抑え1歳児の枠に割り当てる年度限定保育事業などに限ります。

定員は、A型・B型は6～19人、C型は6～10人です。

また、定員の年齢別内訳については、全年齢の持ち上がりが可能な定員設定としていただくとともに、地域の保育ニーズに応じて、横浜市との協議に応じていただきます。

保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

【参考】年齢別定員の例

定員		0歳	1歳	2歳
A型・B型共通	12人	0人	6人	6人
	19人	0人	9人	10人

5 整備経費

(1) 主な経費

- ・設計費
- ・工事費（建築工事、設備工事）
- ・工事監理費
- ・備品費（テーブルやイス、調理器具、コピー機、パソコンなど）
- ・賃貸借物件の場合は、他に契約保証金、賃借料等が必要です。

(2) 社会福祉法人、学校法人以外の者による整備

建設、改修による整備に関わらず、社会福祉法人や学校法人以外の者が小規模保育事業の認可をうけるには、家庭的保育事業等の年間事業費の6分の1に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していることが必要になります。（要綱第12条）

6 事業所の設備等

小規模保育事業の認可にあたっては、以下の法令・基準等を満たす必要があります。

- ・児童福祉法
- ・横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（以下「条例」）
- ・横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱（以下「要綱」）
- ・建築基準法及び横浜市建築基準条例
- ・その他関係法令・通知等（消防法、食品衛生法等）
- ・設計・施工の際の留意事項、等

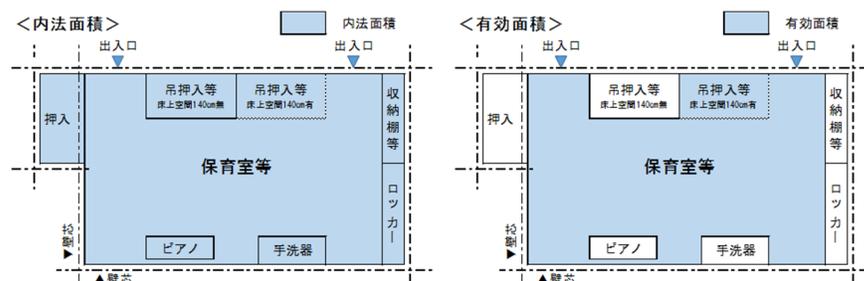
なお、補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

(1) 整備が必要な設備について

ア 乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室

<p>条例 第29条</p>	<p>小規模保育事業を整備する場合の保育室等（乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室）の面積は、市基準面積以上を確保すること。また、保育室等には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p><基準面積></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保育室等</th> <th>基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳、1歳 (乳児室又はほふく室)</td> <td>3.3 m²</td> </tr> <tr> <td>2歳 (保育室又は遊戯室)</td> <td>1.98 m²</td> </tr> </tbody> </table>	保育室等	基準面積	0歳、1歳 (乳児室又はほふく室)	3.3 m ²	2歳 (保育室又は遊戯室)	1.98 m ²
保育室等	基準面積						
0歳、1歳 (乳児室又はほふく室)	3.3 m ²						
2歳 (保育室又は遊戯室)	1.98 m ²						
<p>要綱 第5条</p>	<p>小規模保育事業を整備する場合の保育室等の有効面積は、内法面積から造付け・固定造作物を除くこと。</p> <p><内法面積から除くもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚 イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものを除く。） ウ 手洗い器 エ ピアノ 						

- ・乳児室とほふく室・保育室を同室にする場合は、乳児の保育スペースをベビーサークル等で切り分けてください。
- ・面積算定は以下の通りとしてください。
 - a 内法面積、有効面積の算出方法は保育室等にのみ適用し、その他は壁芯面積としてください。
 - b 内法面積には保育室には押入れを含め算出してください。



イ 医務室

条例 第 14 条	必要な医薬品等を常備すること。
--------------	-----------------

- ・病児の静養、感染症等の園内感染防止を目的とし区画された部屋又はスペースとしてください。
- ・事務室等と兼用する場合は、カーテン等で仕切ってください。

ウ 調理室

条例 第 14 条	感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
条例 第 15 条	小規模保育事業所内で調理する方法(第 10 条の規定により、当該小規模保育事業の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行うこと。
要綱 第 5 条	認可定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁等で区画すること。

- ・衛生管理の点から、調理室の入口にあたる場所に前室を設け、手洗い設備を設置することが望ましいです。なお、調理室については、衛生面、作業動線を考慮した設備とするため、設計の段階でその園の所在地を所管する「区 福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。
- ・衛生的で安全な給食を提供し、また感染症等のまん延を防ぐため、調理室と調理室以外の部分は、随時オープンになっている箇所がないよう、区画してください。なお、換気ができる設備としてください。
- ・調理業務は第三者に委託することができます。
- ・3階以上に保育室等を設ける場合は、調理室とそれ以外の部分を耐火構造の床、壁、特定防火設備等で適切に防火区画してください。(条例第 29 条)。
- ・調理器具をオール電化とする場合でも、調理室は火気使用室として扱ってください。
- ・給食を連携施設等から搬入する場合は、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えてください。

エ 便所・手洗い設備

条例 第 14 条	感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
要綱 第 5 条	児童 10 人に対して 1 個設けること。

- ・調理職員用便所は専用とし、職員・来客と兼用としないことが望ましいです。
- ・児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から必ず各便所

内に手洗いを設けてください（児童と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可。また、ロータンク手洗いのみでの対応は不可）。

- ・保育室等用の手洗いと便所用の手洗いは必ず別々に設けてください。また、保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が行えるようなるべく保育室内に設置してください。
- ・汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から必ず手洗いを設けてください。

オ 屋外遊戯場

(ア) 基準について

条例 第29条	屋外遊戯場の面積は当該幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
要綱 第5条	面積は児童が実際に遊戯できる面積とする。屋外遊戯場を設けられない場合は、児童の歩行速度で概ね5分程度の範囲内で到着できる公園、広場、寺社境内等で差支えないこと。

- ・以下の部分は面積に含めることができませんのでご注意ください。
 - ピロティなど、屋根、天井があり建築面積に含まれる場所。
 - 実際に遊戯での使用が困難な建築物と境界塀との離隔が極端に狭い部分等。
- ・建築行為に伴う緑化協議に基づき整備した緑地を屋外遊戯場面積に含めることができない場合があります。必ず環境創造局みどりアップ推進課にご確認ください。

(イ) 代替公園等について

- ・公園等が基準面積以上を有していること。また、屋外活動・園からの移動の際に安全が確保されていること。
- ・公園等に活動上危険な場所がないこと。
- ・移動の際に明らかに危険な場所を通らないこと。引率は必ず複数で行うこと。
- ・公園等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、園による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。
- ・公園等までの移動ルートについては、交通量や横断歩道の有無、歩道の設置状況や、危険な箇所がないか等確認の上設定し、安全対策を行ってください。
- ・公園は地域の方や近隣園も使用する場所で、自由使用が原則となりますので、お互いに譲り合いながら利用してください。
- ・公園とは、都市公園法上の公園を指します。

(2) 施設の安全性・快適性に関する仕様について

こども、保育者、保護者の安全・安心のために、次の基準は必ず守って整備してください。

ア 保育室等の設置階について

- 保育室等は、特別な理由がない場合は、1階に設けてください（厚労省通知「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（H26.9.5）に準拠）。
- 保育所の構造について、2階に保育室等がある場合はイ準耐火建築物、3階以上にある場合は耐火建築物が求められます。建築基準法の規定と異なる場合がありますのでご注意ください。（条例第29条(9)）
- 保育室を2階に設ける場合、3階に設ける場合、4階以上に設ける場合で、必要な設備には違いがあります。児童の安全性等防災上の観点から、保育室は低層階に設けることが原則となっています。
- 別途消防局との協議により、設備設置や防火措置を求められる場合があります。設計の段階でその園の所在地を所管する消防署にご相談ください。また、事業所所在階以外も防火措置等を求められる場合がありますので、ご注意ください。

【保育室等を2階以上に設ける場合の要件】

条例第29条第9号

2F	3F以上		基準内容
○	○	ア	耐火建築物もしくは、イ準耐火建築物であること。 (建築基準法第2条第9号の3に規定するロ準耐火建築物は不可です。)
○	○	イ (※1)	2以上の階段が設けられていること。
—	○	ウ	保育室から階段までの距離が30m以下であること。
—	○	エ	調理設備が防火区画されていること。 (もしくは、スプリンクラーまたは、自動消火装置等が設けられていること。)
—	○	オ	天井、壁の仕上げを不燃材料ですること。
○	○	カ	乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
—	○	キ	非常警報、火災通報設備が設けられていること。
—	○	ク	カーテン、敷物等に防災処理が施されていること。

※1 条例第29条第9号イ

保育室等設置階	根拠規定	2階		3階		4階以上	
		常用	避難用	常用	避難用	常用	避難用
屋内階段		○	×	×	×	×	×
避難階段	建築基準法施行令第123条第1項	○	○※2	○	○※2	○	○※2
特別避難階段	建築基準法施行令第123条第3項	○	○	○	○	○	○
屋外階段		○	○	○	○	×	×
屋外避難階段	建築基準法施行令第123条第2項	○	○	○	○	○	○
傾斜路(準耐火構造)	建築基準法第2条第7号の2	×	○	×	×	×	×
傾斜路(耐火構造)	建築基準法第2条第7号	×	○	×	○	×	○
待避上有効なバルコニー	厚労省通知 平成26年9月5日 雇児発0905第5号	×	○	×	×	×	×

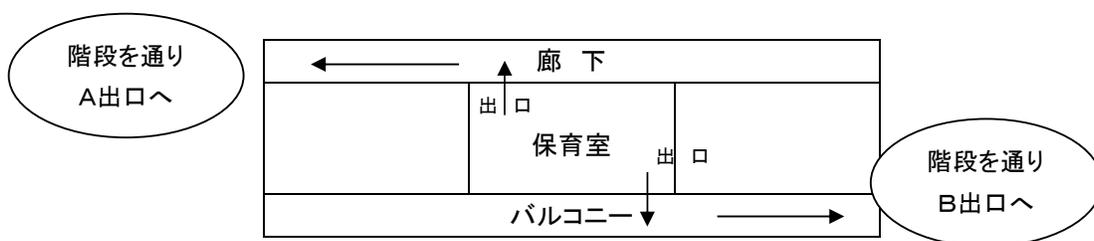
※2 園設置階までで可。屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(4階以上の場合は、階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、建築基準法施行令第123条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすこと。(←特別避難階段を一部準用)

イ 保育室等の2以上の出入口について

- ・災害時の避難上、及び不審者侵入上の必要性の観点から、園(建物)から2以上の出入り口を設置してください(条例第7条の非常災害時に必要な設備として横浜市建築準条例第13条に準拠)。

ウ 二方向避難について

- ・保育室等・屋上の屋外遊戯場の二方向避難は、避難経路が重複しないように反対方向としてください。
- ・敷地外への出口は安全な園運営ができるよう複数の出口設置としてください。
- ・児童の安全を考慮し、避難器具を使用しない計画としてください。



エ 採光及び換気のための開口部の確保について

乳児室・保育室などは、部屋ごとに、床面積(壁芯)の5分の1以上の採光要件(十分な採光が可能な窓の設置)を満たす必要があります。

オ その他の配慮事項

保育室等	食べる・寝るなどの機能別の空間	食事と午睡を別に行える空間があることは、衛生面からも落ち着いて食事ができるという点からも、望ましい環境です。
	温度、湿度計	児童の年齢や発達状況に応じて適切な温度管理をすることは、児童の適応能力を高め、健康な体づくりのために必要なため、温度、湿度計を備えるようにしてください。
施設全体	防犯設備	出入り口の電子錠や機械警備、防犯カメラなど、各施設の状況に合わせて、児童の安全確保のために必要な設備を備えてください。
	こどもの人権を守るための環境整備	性被害防止対策やこどものプライバシー保護など、こどもの人権を守るために、見通しのよい配置計画とすることや施設の状況に応じたパーテーション、簡易更衣室、カメラの設置等の工夫を行ってください。
	安全のために必要な設備	例として以下の対応が考えられます。施設の状況に合わせ、児童の安全のために必要な設備を備えてください。

	<p>※第4章参考資料 「設計・施工の際の留意事項」参照 【P. 26】</p>	<p>転落、園児飛出し：フェンス、柵の設置(高さや形状にも注意)、各保育室や掃出し窓について児童の手の届かない位置に錠を設置 等 怪我：指はさみ防止、ガラス飛散防止、家具等の角端部対応等 感電：コンセントを児童の手の届かない位置に設置、感電防止コンセントの設置 等 地震：家具転倒防止、蛍光管落下防止 等</p>
	<p>設備の更新を見据えた整備計画</p>	<p>建物より設備の耐用年数は短いため、将来的な設備機器や設備配管の更新工事を見据えた計画とすることが望ましいです。例として以下の対応が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取替えのため： 冷暖房設備（エアコン）は壁掛けタイプにする等 ・設備配管のメンテナンスのため： パイプスペースや地下ピットの設置等
<p>職員のための休憩室や事務室</p>		<p>職員の労働環境に配慮し、職員数に応じた十分な休憩室（休憩時間に休息できるためのスペース）や事務室（小規模保育事業に供え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のためのスペース）を設けることが望ましいです。</p>
<p>育児相談等を受けるための部屋やスペース</p>		<p>相談者のプライバシーに配慮するため、保護者等からの相談を受けるための専用の部屋やスペースがあることが望ましいです。</p>
<p>騒音基準</p>		<p>日本建築学会による騒音基準の推奨値※に収まるように、遮音や吸音に配慮した計画としてください。 高架下等騒音発生源付近での計画の場合は、整備後に騒音測定を行ってください。 ※ 学校施設の音環境保全基準・設計指針（2020）</p>
<p>調乳室・調乳設備</p>		<p>乳児用設備として、調乳室や調乳の設備を調理室とは別に設けることが望ましいです。</p>
<p>沐浴設備、温水シャワーなど体を清潔にできる設備</p>		<p>児童の皮膚を清潔に保つため、温水シャワーなど体を清潔にできる設備を備えてください。0歳児保育を実施する場合は、沐浴設備を設けてください。</p>
<p>収納スペース</p>		<p>小規模保育事業の屋内・外の環境を良好に保つとともに、災害時の備蓄などのためにも、十分な収納スペースを設けることが望ましいです。</p>
<p>駐車場・駐輪場</p>		<p>送迎に自動者・自転車を利用する保護者が増加しています。近隣地域と交通問題を生じさせないように、設置場所の状況により自動車・自転車による送迎が見込まれる場合には、十分な駐車・駐輪スペースを確保することが望ましいです。</p>

7 整備にあたっての留意事項について

(1) 建物の要件について

ア 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあつては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

【参考】法適合の確認方法

検査済証の有無			有り		無し	
法適合確認の対象			既存建物	整備内容	既存建物	整備内容
部分増築			既存建物の検査済証	増築部分の検査済証	増築に伴い交付された確認済証	増築部分の検査済証
用途変更	保育所	200 m ² 超	既存建物の検査済証	用途変更に伴い交付された確認済証	用途変更に伴い交付された確認済証	
		200 m ² 以下		建築士による証明 ^{※1}	法適合状況調査報告書 ^{※2}	建築士による証明 ^{※1}
	小規模保育事業所	認可手続きを通じて審査		認可手続きを通じて審査		

※1 関係法令に適合していることを証明する書面及び資料等をご提出ください。

※2 「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（平成26年7月 国土交通省）に基づいた法適合調査。

イ 新耐震基準を満たし、耐震上問題ないこと。旧耐震基準の建物（昭和56年5月31日以前に確認済証が交付）の場合は、耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を実施した報告書、耐震判定機関等により耐震改修計画の妥当性について評価を受け改修が完了したこと、または完了する見込みであることがわかる書類等を提出してください。新耐震基準で検査済証の無い建物の場合は、ガイドラインによる建築基準法適合状況調査等を提出してください。

※3 耐震判定機関とは、既存建物や耐震改修等に対して第三者による客観的な評定を行う機関。なお耐震判定機関等とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定機関又は市長がそれと同等と認める機関。
(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/nw/hantei/>)

(2) 整備地について

土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれが考えられるため、神奈川県が順次、市全域で区域指定しています。このため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）については、土砂災害特別警戒区域

(レッドゾーン)に指定された場合、建築物の安全対策や移転などが必要になる可能性があります。

整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで必ずご確認をお願いいたします。

(3) 近隣説明・近隣への配慮について

整備に伴う近隣対応は、応募法人の責務です。

整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等(特に隣接敷地の住民、町内会、保育所等)の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民への理解と協力を得られるように努めてください。当該説明の内容について市に報告していただきます。(事業申請時に詳しくご説明させていただきます。)

施設の設計に当たっては、横浜市生活環境の保全等に関する条例に定められた騒音等に関する基準(第31条2項、第51条3項)に留意し、工事の施工に当たっては、周辺の交通状況・騒音・振動等に留意するなど、近隣・地域への配慮をお願いします。

(4) 周辺環境について

整備計画地の周辺に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に該当する営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があり、当該施設とトラブルになることも考えられます。この場合は申請を受理できないこともありますので、風営法該当営業所が周辺にあるかどうかについて、管轄の警察署または、神奈川県警察本部に確認してください。

(5) 工事施工業者等の選定について(入札の実施)

補助金の交付を受ける工事の施工業者等の選定にあたっては、次に掲げる点を遵守してください。不正な行為や条件違反があった場合は、横浜市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

ア 市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて入札・契約を実施すること。

イ 工事施工業者が必要な工期を十分に確保できるよう、市の実施設計審査や入札参加資格審査などに要する日数を考慮し、入札に向けた準備は余裕をもって進めること。

ウ 公益性・公平性の確保、法令の遵守等に特段の配慮をもって臨むこと。

エ 補助事業の公益性・公平性に鑑み、次の行為は行わないこと。

- ・法人の役員、社員、寄附者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札に参加させること。
- ・入札参加予定者やその関係者と事前に接触すること。
- ・その他公益性・公平性を損なうこと。

オ 入札の実施に関して疑義がある場合は、必ず横浜市と協議すること。

(6) 工事について

- ア 工事施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意し、近隣・地域への影響に配慮すること。
- イ 建物使用開始前に飲料水の水質検査、室内の化学物質濃度測定を実施し、いずれも基準値以下であることを確認すること。
- ウ 開発・宅造許可を要する土地案件の場合、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないことが確認できるような工程表を提出すること。

(7) 木材の積極的な活用について

横浜市では、令和4年4月に「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。保育所等の整備に当たっては、建物構造を可能な限り「木造」としてください。

また、天井、壁、床などの内装に木材を活用する「木質化」に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【参考】

- ・床 : 天然木複合フローリング
- ・壁 : 天然木パネル（腰壁）※内装制限に留意

8 連携施設について

小規模保育事業では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育・教育を受けられるように連携施設を確保しなければなりません（条例第6条）。近隣の認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業実施園）、認定こども園等と覚書を結んでください。連携施設は複数設定していただいて構いません。事業申請までに整備予定地所在区のこども家庭支援課にご相談いただくことも可能です。

また、連携施設は、保護者が園を選択する際の一要素となります。そのため、小規模保育事業との距離が近いことや園庭開放などの交流を積極的に実施していくことが望ましいです。

(1) 連携施設の役割

ア 保育内容の支援【必須】

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、小規模保育事業に対する相談や助言、その他保育に関する支援等を行います。

(認可時までには必ず締結していただきます。)

例：「園庭での合同保育」、「合同での行事」、「園庭の開放」、「合同での職員研修」、「嘱託医による合同の健康診断」

イ 代替保育の提供

職員が急病や休暇等により保育を提供することができない場合に代わりに保育を行います。

ウ 卒園後の受け皿の設定【必須】

原則、2歳児定員数かつ2歳児の入所児童数以上の卒園後の進級先となる施設を確保する必要があります。(認可時までには必ず覚書を締結していただきます。)

※地域型保育事業者は、卒園児が円滑に進級できるように卒園児に係る進級先と情報共有を行うように努めてください。(横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 第42条第11項)

(2) 連携に関する覚書の締結について

新規整備の場合は、事業申請時点で進級先確保の見込みがあることが申請要件となります。

また、既存の地域型保育事業と新規の保育所等との連携は、新規の保育所等が開所するまでは締結することができません。

「覚書のひな型」及び「作成例」については、下記サイトよりダウンロードができます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/renkei2022.html>

※覚書の記載内容については任意ですが、記入内容について注意点がありますので、「作成例」にあります「記入時の注意事項」を必ずご確認ください。

9 Q & A

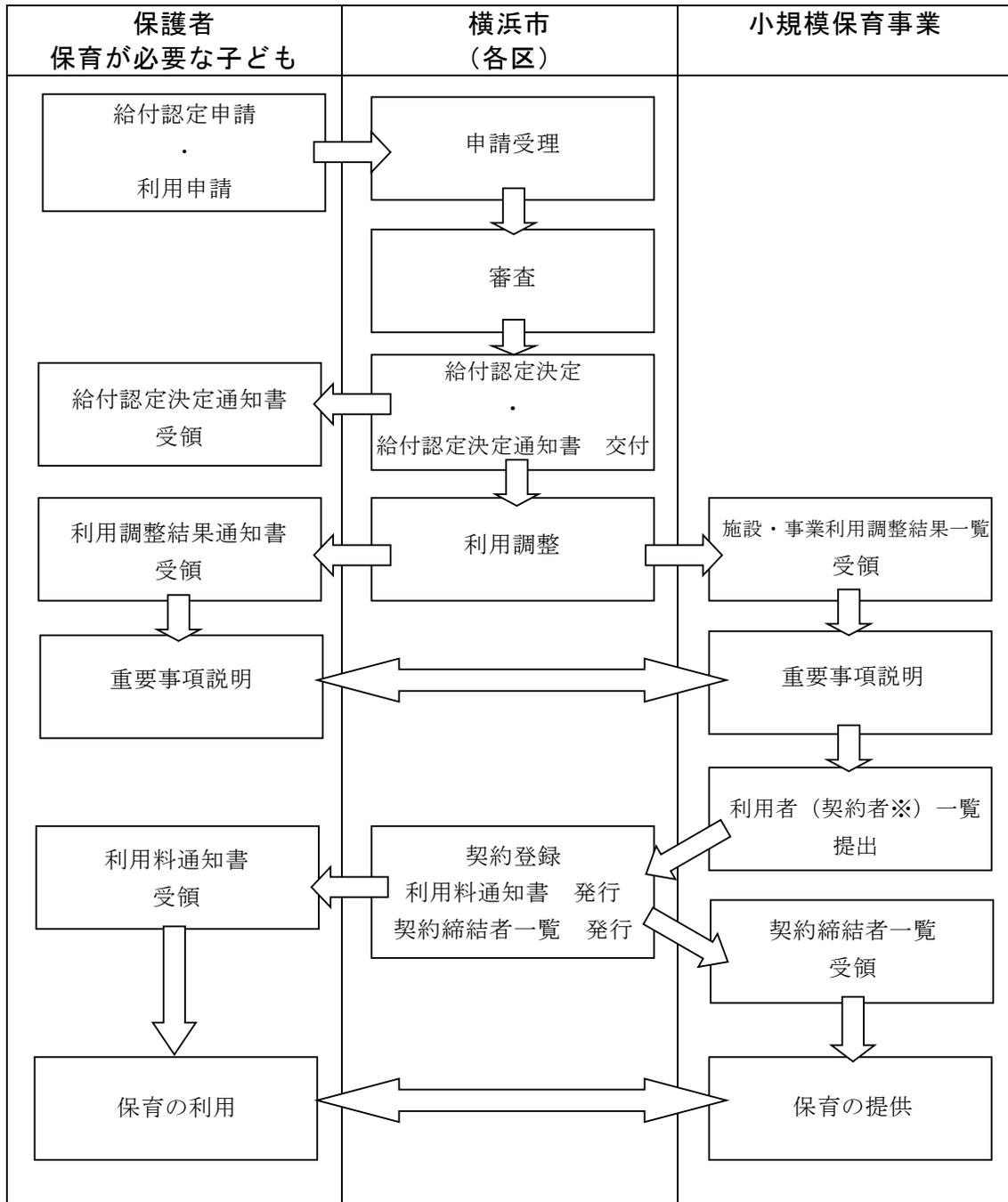
小規模保育事業の整備を進めていく中で、事業者の方からよくいただく質問とその回答をまとめました。

Q	横浜市と国とでは、設備・運営に関する基準に違いがあるか。	A	屋外遊戯場の設置基準や保育従事者の配置基準に違いがあり、横浜市では小規模保育事業を運営する場合は、横浜市の基準を満たす必要があります。
Q	小規模保育事業の用途は保育所用途でなければならぬのか。	A	小規模保育事業は児童福祉法に規定する児童福祉施設に該当しないため、保育所用途でなくとも構いません。
Q	横浜市福祉のまちづくり条例整備基準適合証は必要か。	A	横浜市福祉のまちづくり条例整備基準適合証は必要ありません。ただし、事業所の延床面積が300㎡を超える場合は、建築局の福祉のまちづくり条例の担当課との協議が必要となります。
Q	現在運営している認可外の保育施設を小規模保育事業へ移行させたいのだが。	A	小規模保育事業は、周辺地域の待機児童や保育ニーズの状況などを総合的に勘案して判断します。設備面、運営面においては、基準条例を満たす必要があります。 なお、事業所への入所要件の確認及び入所者選考は、各区役所において行いますが、その結果、現在契約されている方が入所できない場合があります。
Q	どの程度の広さがあれば事業を開所することができるか。	A	定員によって異なりますが、19人定員の場合は、床面積が100～120㎡程度あれば可能です。
Q	覚書で決めた人数以上に受入可能であった場合、優先利用枠として使用できるのか？	A	毎年の入所状況により覚書で決めた以上の受け入れをすることは可能です。受け入れ可能枠については、連携先の方で決めていただくこととなります。
Q	優先利用の際、定員外で受入可能であった場合、優先利用枠として使用できるのか？	A	保育所の場合、定員外での優先入所も可能となりますが、次年度以降も持ち上げられることが条件の一つとなります。
Q	次年度の優先利用を行うためには、いつまでに覚書を交わす必要があるか？	A	翌年4月入所に向けた利用調整のため、8月31日までの覚書締結分が優先利用として有効です。

第3章 小規模保育事業の運営

1 小規模保育事業への入所

保護者が横浜市に支給認定・利用申請の手続きを行います。申請者の希望や園の状況などに応じた、横浜市による利用調整を経た上で、園と保護者の間で利用契約を結ぶことになります。



2 保育内容

小規模保育事業における保育は、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければなりません。

「保育所保育指針」に示されている趣旨を踏まえて、目の前の子どもの育ちゆく姿を見通し、0歳から2歳までの発達過程や発達の連続性を考慮し、各事業所の理念や保育方針、地域性などを反映させながら、保育の内容を創り出して行くことが望まれています。

また、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に規定されるとおり、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければなりません。

以下の事項にご留意いただき、保育の質の向上に努めてください。

(1) 事業所の運営にあたっては「保育所保育指針」に沿った運営が必要であること。

(2) 本市が策定した保育施策について、積極的な取り組みに努めること。

(3) 質の高い保育をするために、職員に積極的に研修を受講させるなど、人材育成をすること。

(4) 地域における子育て支援のため、その社会的な役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。

(5) できる限り、福祉サービス第三者評価を受審し、その結果を公表するよう努めること。

(6) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講ずること。

(7) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。

3 施設長

小規模保育事業において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければなりません。

施設長は児童福祉法第34条の15第3項第3号に規定する実務を担当する幹部職員であり、子ども・子育て支援施行規則第39条第8号に規定する事業所の管理者にあたります。さらには、条例第30条第4項に規定する保育の責任者については、施設長が兼ねることができます。

なお、A型の施設においては、施設長が保育士資格を有しない場合、条例に規定する保育の責任者を兼ねることができません。その場合は、主任保育士を保育の責任者として別に設置し、届け出てください。

施設長の要件としては、保育所等（保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業をいい、認可外保育施設を除く。以下同じ。）において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とされています。

※新たに認可を受けた小規模保育事業については、原則として運営開始後3年間は施設長を変更しないでください。

※補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

※施設長については、以下の事項を満たしていることが望ましいです。

- ・ 0～2歳児の保育経験が豊富であること
- ・ 保育所・小規模保育事業で施設長の経験があること
- ・ 同一法人が運営する保育所・小規模保育事業で長期間、常勤としての勤務経験があること
- ・ 事業申請時、若しくは直近まで保育所・小規模保育事業に保育士として勤務していること

※管理者給付について

施設長がつぎの要件を満たさない場合、公定価格が減算されます。

なお、施設長とは別に、下記要件を満たす職員を管理者として配置し、給付を受けることもできますので、その場合はご相談ください。

(ア)児童福祉事業等に2年以上従事した者※注1又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者※注2

※注1 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等において従事した者

※注2 同等以上の能力を有すると認められる者の例示 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

(イ) 常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従している者

(少なくとも1日6時間以上かつ月20日以上施設に勤務する者でなければ常時実際にその施設の運営管理の業務に専従しているとみなせず、減算の対象となります。管理者は運営管理業務に専念することが原則ですので、管理者としての役割を果たしていない状況が確認出来た場合には指導の対象となる可能性があります。)

(ウ) 給付費等からの給与の支給を受けている

※施設長を保育のローテーションに含める場合は、給付対象外となり、公定価格が減算されます。なお、施設長とは別に上記の要件を満たす職員を管理者として配置する場合、施設長は、保育のローテーションに含めることができます。

4 職員配置

小規模保育事業A型には保育士、B型には保育士その他保育従事者、C型には家庭的保育者、A・B・C型共通して嘱託医(※1)及び調理員(※2)が必要です。保育士については児童の年齢毎に配置基準が定められています。

	A型	B型	C型
資格	保育士	・保育士 ・保育従事者(県主催の研修を受講すること)※3	家庭的保育者
職員配置	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1 ※上記により算出した職員数に保育士を1名追加配置が必要。	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1 ※上記により算出した職員数に1名追加配置が必要。	【0～2歳児】3:1 ※家庭保育補助者を置く場合は5:2、複数体制で保育をすること。

※1 嘱託医の選定については、横浜市医師会にお問い合わせください。

※2 給食を連携施設等から搬入する場合は、不要です。

非常勤の場合、加算適用外となりますので、ご注意ください。

なお、栄養士資格保有者の場合、向上支援費の加算対象となります。

※3 2/3以上保育士資格を有している必要があります。保育資格を有する者を占める割合が3/4以上の場合は、「保育士比率向上加算」が適用になります。

留意事項

保育士を任命・雇用する際、「保育士特定登録取消者管理システム」の活用が児童福祉法上の義務となっています。

(kintoneの横浜市保育・教育施設グループウェアのアカウントをお持ちの事業者は、そちらで詳細を確認してください。)

5 保育時間

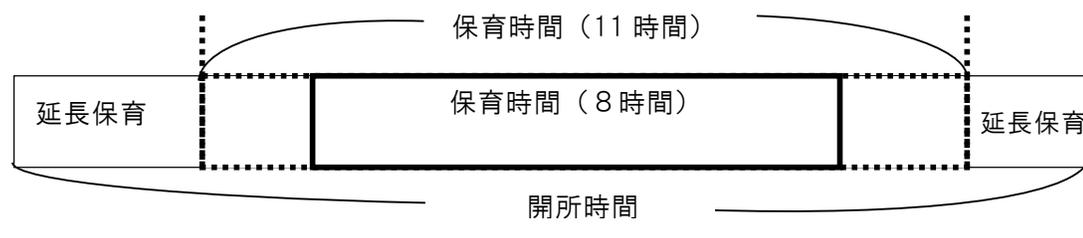
(1) 開所日

日曜日、国民の祝日及び年末年始を除いた日が開所日となります。
お盆休みや開園記念日等、園独自の休日は設定できません。

(2) 保育時間

開所日の曜日に関わらず、保育短時間（8時間）認定の子どもが最大で利用可能な時間帯としての『保育時間（8時間）』と、保育標準時間（11時間）認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての『保育時間（11時間）』を確保するため、11時間以上の開所時間を設定してください。

また、保育時間（11時間）を超える時間帯を『延長保育』とし、地域のニーズに応じて実施してください。



6 特別保育等

地域のニーズに応じて、低年齢児保育等の実施が望まれます。

また、保護者の不規則な就労や、病気・入院・出産等による緊急・一時的な利用のための一時保育や、地域子育て支援事業の実施、また開かれた子育て支援施設として地域に園庭・園舎を開放する等の実施が望まれます。

なお、補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

(1) 産休明け保育、障害児保育及び休日保育

産休明け保育、障害児保育及び休日保育を地域のニーズに応じて行っていただきます。

(2) 定員外入所

施設の基準及び地域の保育ニーズに応じて積極的に対応していただきます。（保育所への入所円滑化について（平成10年2月13日児保第3号厚生省児童家庭局保育課長通知））

(3) 一時保育

一時保育とは、保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を保育する制度で、積極的に行っていただきます。

(4) 地域交流・地域子育て支援

地域に開かれた小規模保育事業を目指して、各事業所の実情に応じて、遊戯室や園庭等を地域に開放したり、園児と地域の高齢者や児童等との交流等を行っています。

地域における子育て支援を実施する施設として、施設開放、育児講座、交流保育などの事業を積極的に行っていただきます。

(5) 年度限定保育

新設小規模保育事業所の2歳児枠は、新規利用を希望される方が少なく、開設後1年程度は充足しないため、このスペースを活用し、保育所等を利用できなかった1歳児の保留となった児童を期間限定（1年度）で受け入れる事業です。

各区からご案内があった際は、ご協力をお願いします。

7 運営費の助成

月々の運営費の助成として、公定価格や向上支援費があります。

(1) 公定価格

ア 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども1人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの（月額）です。公定価格は、事業所が保護者から徴収する「利用者負担額」と、横浜市から事業所に支払われる「給付費」で成り立っています。

イ 利用者負担額は、保護者の市民税・所得割額をもとに横浜市が階層区分を認定し、その階層区分に応じた金額（応能負担）となります。公定価格から、横浜市が決定した利用者負担額を差し引いた金額が「給付費」となります。

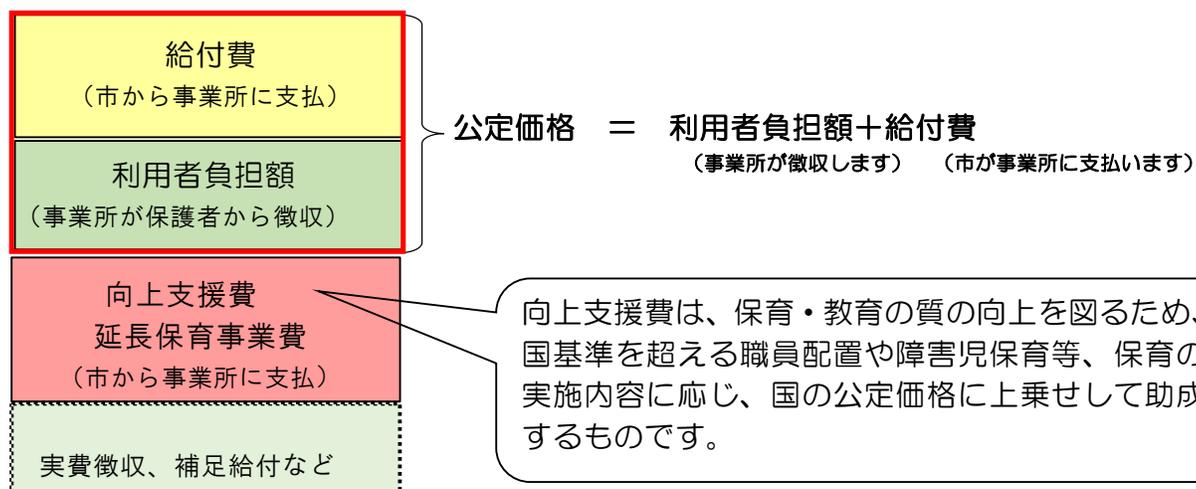
(2) 向上支援費等

公定価格に加えて、本市の独自助成「向上支援費」や、事業所の自主事業として実施する際に助成される「延長保育事業費」があります。

(3) その他

本市の示すガイドラインに基づく延長保育料、実費徴収（延長保育サービスの実施に伴う夕食代・おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めないでください。

<小規模保育事業への助成>



【参考サイト】

・令和7年度公定価格単価表

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodatashien/shinseido/yoko/seikyujimu.html)

[kyoiku/kosodatashien/shinseido/yoko/seikyujimu.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodatashien/shinseido/yoko/seikyujimu.html)

・試算ソフト（令和4年10月1日時点版）の掲載先 URL

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha#soft>

※申請にあたり、より詳細に試算したい場合は、ご連絡ください。

8 小規模保育事業の給食

給食業務については、原則自園での調理となります。条例（第 15 条、第 16 条）に基づき、実施してください。

(1) 給食調理業務を外部委託する場合

- ・ 委託を受ける業者の方は食品衛生法の営業許可が必要となります。
- ・ 調理設備は、定められた設備基準に適合した内容で整備していただく必要があります。

(2) 給食の外部搬入を実施する場合

- ・ 連携施設や同一法人が運営する社会福祉施設等の調理場から搬入することも可能です。
- ・ 仕出し弁当などは認められません。
- ・ 外部搬入を行う場合は、小規模保育事業側で、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければなりません。

(3) 各種届出

提出書類	提出者	提出先
給食開始届出書	設置者	その園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」
営業許可申請書 (外部委託の場合のみ)	委託業者	

※ 申請又は届出方法に関することや、予定する給食調理業務が食品衛生法の営業許可に該当するかどうか不明の場合は、その園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」に御相談ください。

※ 開園時に「直営」の届出をして、その後外部委託に変更する場合は、その時点で食品衛生法の営業許可が必要となりますので、変更前にその園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」に御相談ください。

第4章 参考資料

○小規模保育事業の基準

類型		A型（分園型）	B型（中間型）	C型（グループ型）
対象年齢		0～2歳児		
定員規模		6～19人		6～10人
設置主体		法人		—
保育従事者	資格	保育士	保育士＋保育従事者（注） （注）一定の研修が必要	家庭的保育者（注）
	職員配置	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1 ※1 上記に加え、保育に従事する職員を1名追加配置が必要。	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1 ※1 <u>2/3以上保育士資格</u> を有していること。 ※2 上記に加え、保育に従事する職員を1名追加配置が必要。	【0～2歳児】3：1 ※補助者を置く場合、5：2
保育室等	設備	【0・1歳児】乳児室又はほふく室 【2歳児】保育室		
	面積	【0・1歳児】1人3.3㎡以上 【2歳児】1人1.98㎡以上		1人3.3㎡以上 ※乳児室又はほふく室は、1室ごとに9.9㎡以上とすること。
屋外遊戯場	設備	屋外遊戯場 ※公園や専用敷地であれば代用可能。（児童の歩行速度で5分程度。概ね300m以内。（実測）		
	面積	2歳児1人当たり3.3㎡以上		
給食	給食	原則、自園調理（調理業務の委託や連携施設等からの搬入も可）		
	設備	調理設備（通常のキッチン設備を基に、利用定員相応の内容） ※調理業務の委託や連携施設等からの搬入の場合も、加熱、保存等の調理機能が必要		
	職員	調理員 ※調理業務を委託する場合及び連携施設等からの搬入の場合は不要		
耐火等		保育室等を2階以上に設置する場合 【防災】消火器具、非常用警報器具、手すり等の乳幼児転落防止設備 【耐火】建築基準法に規定する耐火又はイ号準耐火建築物であること		
	避難	認可保育所の基準に準ずる		
連携		【連携内容】「保育内容の支援」「代替保育」「卒園後の受け皿の設定」 ※「保育内容の支援」「卒園後の受け皿の設定」については、認可申請書類提出時までに締結すること。 【連携施設】認可保育所、幼稚園、認定こども園等		

設計・施工の際の留意事項

令和7年1月版

■以下のリスク・確認事項等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性を確保してください。

■対応困難な項目がある場合は、こども施設整備課担当者までご相談ください。

リスク	確認項目	対応策（例）
転落	<input type="checkbox"/> 屋上園庭、バルコニー、階段などにこどもが転落しそうな隙間、場所が無いか。	<ul style="list-style-type: none"> ・隙間を塞ぐ、小さくする 等
	<input type="checkbox"/> 屋上園庭のフェンスは乗り越えられない仕様となっているか。（高さ、形状）	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンス上端を折り返す(忍び返し等)、足掛けができないようパネルを張る 等 ・高さは概ね1.8m以上とする(上端を折り返してあれば高さは概ね1.5m以上) ・縦格子形状の場合、間隔は11cm以下とする。
	<input type="checkbox"/> 階段や掃出し窓には転落防止措置が取られているか。 ※日常的に使用するバルコニーやテラスにつながる外部階段も含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇降部分に木柵※等の設備を設置する ・階段等の段について容易に識別できるように、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくするなど、工夫する ※柵の高さは概ね1.2m以上とし、鍵をこどもが容易に開けられない構造とする ※昇降部分に設置できない場合は、至る経路に侵入防止柵(ベビーゲート等。高さ90cm程度)を設置し階段に容易に近づけない構造とする ※上階に保育室等がない場合でも昇り口に設置すること ・階段に通じる保育室等の出入口を施錠できる構造とし、階段に容易に近づけない計画とする 等 ※施錠位置の高さは概ね1.4m以上とする
飛び出し	<input type="checkbox"/> 保育室等の施錠位置はこどもの届かない場所に設置されているかどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口はオートロック(モニタ付き)設備を設置する 等 ・保育室等の施錠位置はこどもの手が届かない高さ(概ね1.4m以上)とする 等
	<input type="checkbox"/> 敷地の出入口に飛び出し防止措置が講じられているか。 <input type="checkbox"/> 外周部分フェンスに隙間などはないか。 <input type="checkbox"/> フェンスを乗り越えられないか。（高さ、形状）	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の出入口にフェンス、門扉等を設ける ・間を塞ぐ、小さくする 等 ・フェンス上端を折り返す、足掛けができないようパネルを張る 等
	<input type="checkbox"/> 自動ドアの場合、センサーはこどもに反応しない高さとなっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・センサーの高さを変更する ・タッチ式の場合、こどもの手が届きづらい位置とする 等
指挟み	<input type="checkbox"/> こどもの指が入りそうな隙間がないか。 (引き違い戸の建具間含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・極力、隙間を生じさせないもしくは巻き込まれないように空ける ・隙間をシーリング等で塞ぐ 等
	<input type="checkbox"/> こどもが出入りする部屋の扉や窓に「指はさみ防止措置※」がされているか。 ※保育室の出入口、収納扉、児童用トイレ、ベビーゲートなどこども	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの指が挟まれない高さの「指挟み防止」を設置する ・ソフトクローズの措置をとる ・フィンガーガードを設置する ・ストッパーを設置する

	<p>が通常出入りする場所等 ※こどもが手の届かない腰窓など、怪我リスクが低い窓については、確認不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・挟みこみ部のカットや蝶番部の隙間をなくす ・引戸の取手と枠の位置を調整する ・引戸の戸尻の隙間をなくす 等 ※防火戸等指挟み防止措置金物等が設置できない場合(扉に加工すると認定品でなくなる)には、閉まる速度等を調整する。 ・ハンガードアと床の隙間にも留意
	<input type="checkbox"/> エントランスドア(特に自動ドア)は戸袋に挟まれない構造となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが挟まれないように柵の設置する等
	<input type="checkbox"/> 保育室等の扉にこどもが手を掛けた状態にもかかわらず扉を開けることはないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室等の開き戸、引き違い戸ともに反対側を目視できるように下部にのぞき窓を設置する等、扉を開閉する際に児童がいないか確認できる構造とする
	<input type="checkbox"/> 壁・床の点検口(フック等)はこどもの手の届かない位置に設置されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・物入れや収納等の中に収める ・床点検口枠に触れた時に引掛りが生じない ・フック等は指挟みにならない構造にする等
飛散	<input type="checkbox"/> ガラス・鏡は、飛散防止措置(強化ガラス、網入りガラス、アクリル製も可)がされているか。 (地震時の破損、こどもの追突などを想定)	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室のガラスはアクリル製としない ・外気面のガラスには目隠しフィルム等を貼る(後付けすると日差し等の熱により膨張し破裂する恐れがある場合もあるので注意) ・こども目線のガラスには衝突防止用シール等を貼る ・シースルーカラー等採光に配慮する 等
怪我	<input type="checkbox"/> エレベーターはこどもが自由に操作できる状況ではないか。 ※給食用小型昇降機にも注意	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが室内側の昇降ボタンを操作できないように操作パネルに鍵を設置する ・エレベーター前に侵入防止柵を設置する等
	<input type="checkbox"/> 建具・床の木部のささくれ、角端部、突起物がないか。 <input type="checkbox"/> 壁や金属の角端部などに鋭利な部分がないか。 ※エントランスの事務室カウンターの角なども注意	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げを円滑にする ・角面をとる/コーナーガード設置する等 ※R加工の場合、基本的に10R以上
	<input type="checkbox"/> 手洗い器下部(配管部分)がむき出しでこどもが触ることにより怪我をしないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・カバーを取り付ける 等
	<input type="checkbox"/> 消火器等がむき出しで、こどもが触ることにより怪我をしないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・壁埋込や、上部から持上げて取り出すなどこどもが容易に触れないように設置する等
	<input type="checkbox"/> 画びょうの使用を前提とした掲示スペースとなっていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・マグネット式の掲示板にする 等
	<input type="checkbox"/> ブラインドやロールカーテン、排煙窓のひも部分がこどもの手の届かない位置にあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・首に絡まないように、ひもを切り詰め短くする 等
感電	<input type="checkbox"/> コンセントがこどもの手が届く低い位置に無いか。 (保育室、園庭部分のみで可) ※医務スペースが事務室にある場合はこどもの手の届く範囲について配慮されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面上部(概ね高さ1.4m以上)に設置する ・配線工事対応が困難であれば、感電防止コンセントカバーやシャッター付きのものを設置 等 ※コンセントキャップは、不可(誤飲リスクあり)

地震	<input type="checkbox"/> 転倒、動きそうな可動家具はないか。	・家具の転倒防止、可動家具の固定方法確認等
	<input type="checkbox"/> 落下したら子どもが怪我をしそうな大きな備品などが棚のうえなどに置かれていないか。	・棚の上に重いものを置かない ・軽微なものを置く際は滑り止めを設置する等
	<input type="checkbox"/> 吊戸棚等、高い位置にある収納の中身が飛び出してこないか。	・耐震ラッチ(ストッパー)等を設置する等
	<input type="checkbox"/> 照明器具が蛍光管の場合、落下防止措置は、されているか。	・蛍光管落下防止カバー 等
	<input type="checkbox"/> 防災備蓄品(3日分必要)を保管するスペースはあるか。	・倉庫を設置する 等
転倒	<input type="checkbox"/> 建物周囲は雨や水遊び等でぬれた場合でも滑りづらいか。	・滑りづらい素材で仕上げる 等
不審者対策	<input type="checkbox"/> 不審者の侵入に対策がされているか。	・門扉の電子錠化や、手の届かない位置にサムターンがあるなど、外部から容易に開けられない構造とする ・防犯カメラを設置する 等
	<input type="checkbox"/> 園庭(特にプール遊び場)について、外部からの目隠しができているか。	・目隠しフェンスを設置する ・植樹をする 等
車両の誤突入	<input type="checkbox"/> 1階保育室に車両等が誤って突入してこないような措置ができているか。	・U字ガードレール設置する ・バリカー(車止めボール)など堅牢な構造物を設置する 等
感染症	<input type="checkbox"/> 便所の数は適切か。	・2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個以上とする ・調理職員用便所は専用とし、職員・来客と兼用としない
	<input type="checkbox"/> 手洗い設備は適切か。	・児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から各便所内に手洗いを設置する ※児童用と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可 ※ロータンク手洗いのみでの対応は不可 ・保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が行えるようなるべく保育室内に設置する ・調理室内に、調理員専用の手洗いを設置する ・汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から手洗いを設置する 等
近隣問題	<input type="checkbox"/> 空調機の室外機や調理室の給排気は、設置位置や方向が近隣に影響がない計画になっているか。	・近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、設置位置や方向を決定する ・室外機外周への防音パネルの設置、排気ダクトの延長 等
	<input type="checkbox"/> 窓の位置は、近隣へ配慮した場所であるか。	・近隣に配慮し、窓の位置を決定する ・型ガラス等を採用、目隠しフィルムを貼る、ブラインドを設置する 等
	<input type="checkbox"/> バルコニーや屋上園庭の位置は、近隣へ配慮されているか。	・近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、目隠しパネルや防音パネルを設置する等 ※フェンスに後付けで目隠しシート等を貼る場合は耐風圧に注意
	<input type="checkbox"/> 屋外遊戯場等の表面仕上げは飛散しにくいものか。	・飛散しにくい仕上げ材を採用する 等
設備の不備	<input type="checkbox"/> ドアや手すりが頑丈についているか。	・完成後に実際に揺すってみるなど、取付けの状況を確認する 等

	<input type="checkbox"/> ドア・窓のサッシ等の開閉はスムーズか。 <input type="checkbox"/> カーテン、じゅうたん等、掲示板は防災物品になっているか。 <input type="checkbox"/> 保育室等を3階以上に設ける場合、以下の要件を確認。 ① 調理室の建具は特防か。 ② 壁及び天井の仕上げは不燃材料か。 ③ 建具等で可燃性のものは防火処理が施されているか。 ※1・2階も保育所である場合には、1・2階も適合しているか確認。 <input type="checkbox"/> 調理室の空調設備は戸を閉めた状態で稼働させたときに音が気になったり、開閉が重くなったりしないか。	・完成後に実際に開閉してみるなど、建付けの状況を確認する 等 ・保育所は消防法上の特定防火対象物であるため、カーテン、じゅうたん等、掲示板は防災物品の必要がある ・基準条例第42条(7)エ・オ・クに対する適合確認 ・3階以上にある保育室等だけでなく、すべての階の仕上げ・建具等が対象 ・②は壁の1.2m以下も対象だが、窓枠・中木等は対象外 ・③は表面材が建築基準法に基づく難燃材料、若しくは消防法に基づく防災性能を持つ材料で全面が覆われていること、または薬品による防火処理が全面に施されていることとする。 ・保育に支障があると感じた場合には、風量調整等で調整ができるようにする 等
遊具での事故	<input type="checkbox"/> 大型遊具は安全なものが選定されているか。 <input type="checkbox"/> 保育者、施設管理者が大型遊具の使用方法、点検方法等を理解しているか。	・大型遊具は「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に適合していることを原則とする ※大型遊具：ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、複合遊具、その他これに類するもの ※認可時にSP表示認定企業が取り扱う製品か確認します ・設計・施工者が、引き渡し時に使用上の注意、日常点検・定期点検についてしっかりと説明を行うこと
その他	<input type="checkbox"/> 完了検査までに保育室内VOC検査、水質検査を完了し、規定値以下であること。 <input type="checkbox"/> お散歩バギーやベビーカーの収納場所はあるか。 <input type="checkbox"/> 加湿器等保育環境を整えるのに必要な備品の置き場所はあるか。	・基準値を上回る場合は、保育室の使用開始は不可。時間に余裕をもって検査を行うこと ・結果は速報でも可 ・配慮し計画する 等 ・配慮し計画する 等

《主な関係法令》

- 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）
- 児童福祉法施行規則（昭和22年3月31日厚生省令第11号）
- 子ども・子育て支援法（平成24年8月23日法律第65号）
- 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号）
- 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月25日横浜市条例第47号）
- 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月25日条例第48号）
- 厚生労働省通知
 - ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年9月5日雇児発0905第2号）
 - ・家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日雇児発1212第6号）
 - ・社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について（平成26年12月12日雇児発1212第2号／社援基発第3号）
- 横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱（平成27年3月26日こ保整第1465号）
- 横浜市子ども・子育て支援法確認事務等取扱要綱（平成27年1月30日こ企第813号）

《問合せ先一覧》

内 容		所 管 課	電話番号
小規模保育事業整備予定地について		保 育 対 策 課	045-671-4469
小規模保育事業の整備及び認可基準について		こ ども 施 設 整 備 課	045-671-4146
小規模保育事業の運営			
1	小規模保育事業への入所	保 育 ・ 教 育 認 定 課	045-671-0253
2	保育内容	保 育 ・ 教 育 運 営 課 運 営 ・ 指 導 係	045-671-3564
		保 育 ・ 教 育 支 援 課 人 材 育 成 係	045-671-2397
3	施設長	こ ども 施 設 整 備 課	045-671-4146
4	職員配置	保 育 ・ 教 育 運 営 課 運 営 ・ 指 導 係	045-671-3564
5	保育時間		
6	特別保育等		
	(1) 産休明け保育、障害児保育 及び休日保育	保 育 ・ 教 育 支 援 課 人 材 育 成 係	045-671-2397
		保 育 ・ 教 育 運 営 課 運 営 ・ 指 導 係	045-671-3564
	(2) 定員外入所	保 育 対 策 課	045-671-4469
	(3) 一時保育	保 育 ・ 教 育 運 営 課 運 営 ・ 指 導 係	045-671-0234
	(4) 地域交流・地域子育て支援	保 育 ・ 教 育 運 営 課 運 営 ・ 指 導 係	045-671-3564
		地 域 子 育 て 支 援 課	045-671-4157
(5) 年度限定保育	保 育 対 策 課	045-671-4469	
7	運営費の助成	保 育 ・ 教 育 運 営 課 運 営 ・ 指 導 係	045-671-3564
8	小規模保育事業の経理		
9	小規模保育事業の給食	保 育 ・ 教 育 支 援 課 市 立 保 育 所 係	045-671-2397
バリアフリー法、横浜市福祉のまちづくり条例について		建 築 局 市 街 地 建 築 課	045-671-4510

※所管課・電話番号は令和8年1月時点のものです。今後変更になる場合があります。